

総 務 文 教 委 員 会

令和 3 年 8 月 19 日（木）
9 時 30 分～ 時 分
全 員 協 議 会 室

【委 員】 西村委員長、芦谷副委員長
三浦委員、西川委員、上野委員、永見委員、西田委員、牛尾委員

【委員外】

【議長団】

【総務文教委員会 所管管理職】

（地域政策部） 邊地域政策部長、末岡地域活動支援課長、永田まちづくり社会教育課長
（教育委員会） 河上教育部長、草刈教育総務課長、山口学校教育課長、鳥居学力向上推進室長、
田中文化スポーツ課長
（消防本部） 琴野消防長、森下警防課長、大橋消防団係長

【市民生活部】 森脇市民生活部長、井上環境課長、斗光くらしと環境係調整監、

【金城支所】 佐々尾市民福祉課長、【旭支所】 鎌原市民福祉課長、

【弥栄支所】 三浦市民福祉課長、【三隅支所】 鈴木市民福祉課長

【事務局】 下間書記

【議 題】

1 所管事務調査（はまだ市民一日議会関連）

（1）消防団のあり方検討会における検討状況について

（2）自治会におけるゴミステーションの設置・管理の現状について

（3）無料自習スペース設置に関する陳情（令和2年12月25日市長陳情）にかかるその後の対応状況について

2 その他

※平成 30 年 6 月 1 日 議会全員協議会提出資料
消防団施設のあり方検討会の設置について（報告）

【浜田市消防団施設のあり方検討会について】

浜田市においては、高齢化の伸展と人口減少が続いており、消防団組織もその影響を受け、団員の高齢化や減少が進んでいる現状であります。

そこで、将来を見据えた持続可能な消防団体制を確立するため、平成 30 年 4 月 7 日消防団長を会長とする「浜田市消防団施設のあり方検討会」を設置し、検討を開始しました。

【検討会の構成】

- 構成員 消防団長（1） 消防副団長（4）
 消防隊長（5） 消防副隊長（6） 計 16 名
- 事務局 消防本部警防課消防団係

【現状と課題】

1. 団員不足により班運営が困難になってきている班があります。
2. 過去の手引きポンプの位置を踏襲してきているためにポンプ庫同士の離隔距離が近い車庫が見受けられます。
3. 団員のサラリーマン化により招集率が低く、車両の効率的な運用が難しくなっている現状があります。
4. 消防団活動施設を集約するとともに拠点化し、団の総合力を上げるとともに団員の利便性向上を検討していきます。
5. 分団や班には管轄区域が設定されていますが、それに捉われることなく相互に協力していく体制を目指していきます。

【協議中の計画】

1. 大麻分団

大麻 1 班は土砂災害警戒区域（急傾斜地）内に所在しており、平成 23 年 5 月の降雨により裏山が崩落し被害を受けたため代替地を探していたところ、浜田三隅道路西村 IC 付近に適切な市有地があり移転場所としました。その際、既存の 2 班の車庫と距離が近くなるため、1 班と 2 班の統合を進めています。

2. 浜田分団

浜田分団は、市役所など中心市街地を受け持つ分団であり、招集時に車庫周辺に駐車場が無いなど利便性を欠いているもので、1 班から 4 班を旧警察署車庫に集約する方針で協議しています。このうち 4 班（外ノ浦）は、周辺に居住している団員が居ないため、初動活動が困難な現状であり、全体の集約に先行して 9 月に車庫を移転します。

3. 杵束分団

車庫同士の離隔距離が近いうえ、団員数が少なく効率的な運用をするため、3 班以外を集約し 2 台とする計画を進めています。このうち 5 班周辺に居住団員が居ないため、活動が困難な現状であり、全体の集約に先行して 9 月に車庫を廃止します。

4. 都川分団

車庫間の離隔距離が近く、団員数が少ないため 1 班から 3 班を 1 ヶ所に集約していきます。

浜田市消防団施設のあり方検討会規約

（趣旨）

第1条 浜田市における少子高齢化による消防団員の減少及び高齢化等、消防団がかかえる諸問題を検討し、持続可能な消防団体制を確立するため、浜田市消防団施設のあり方検討会（以下「検討会」という）を設置する。

（目的）

第2条 検討会は、浜田市消防団の組織・人員体制及び施設体制について協議し、浜田市消防団幹部会議に報告して実施の要請を行う。

（構成）

第3条 検討会は浜田市消防団組織内の副隊長以上の幹部をもって構成する。
2 構成員が都合等により出席できない時は、代理者を出席させることを原則とする。

（会長）

第4条 検討会に会長を置く。
2 会長は浜田市消防団長とし、検討会を代表（主宰）する。

（会議）

第5条 検討会の開催は、会長が必要と認めたときとし、会長が招集する。

（事務局）

第6条 検討会の事務局は、浜田市消防本部警防課消防団係に置く。

（その他）

第7条 検討会の運営に際して必要な事項は、会長が別に定める。

付則

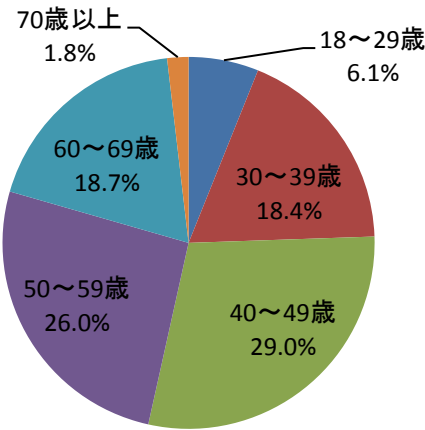
1 この要綱は、平成30年4月7日から施行する。

浜田市消防団の現況

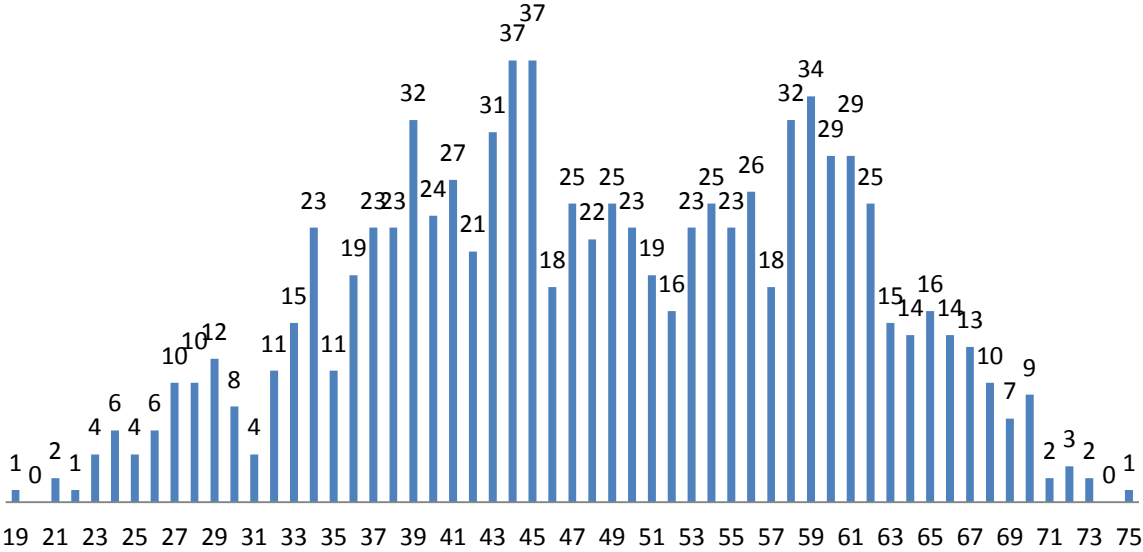
平成30年3月31日現

浜田市消防団の人員構成 (女性・音楽隊含む)	年代	人数(人)	割合
	18～29	56	6.1%
	30～39	169	18.4%
	40～49	267	29.0%
	50～59	239	26.0%
	60～69	172	18.7%
	70以上	17	1.8%
	合 計	920	100.0%

年齢別構成割合



年齢別団員数



浜田市消防団の定員の推測

年度	入団人数	退団人数	差	減少率
H20	24	39	-15	0.62
H21	49	45	4	1.09
H22	45	39	6	1.15
H23	43	60	-17	0.72
H24	37	46	-9	0.80
H25	42	57	-15	0.74
H26	38	52	-14	0.73
H27	14	51	-37	0.27
H28	30	28	2	1.07
H29	23	19	4	1.21
H30				
	345	436	-91	0.84

年	2018	2028	2038
団員数(減少率と任期上限80歳として)	920	834	603

平成30年3月31日現在、浜田市消防団は年齢50歳以上の団員が約47%を占めており、今後経年とともにベテラン団員の退団が加速していくと推測されます。

浜田市消防団あり方検討会 課題一覧

2020. 4

1 団本部について

【提案理由】

団本部分団については、約 2 年前から「消防団のありかた検討会」で協議されています。分団の活動意義・活動計画等を改めて協議し、考察していく必要が求められます。

- 団本部分団
- 女性分団
- ラッパ隊
- 音楽隊

2 方面隊について

【提案理由】

浜田市では、「高齢団員の退団」と「少子高齢化による担い手不足」により団員が減少し、分団・班単位での活動が困難となる状況が散見されるようになりました。

今後、消防団の体制を維持していくためには、統合や再編等、大胆な組織改革が求められます。

- 組織編成
- 副団長の定数変更
- 組織変更時期
- 各隊本部名称の必要性
- 災害時の連絡体制

3 出初め式の会場（屋内・屋外）について

【提案理由】

天候等で、開催が大きく左右されるイベントに対し、予め一定の基準を定めることにより今後の活動負担等の軽減を図ることができます。

今後、長期にわたり維持可能な提案が求められます。

- 仮に室内開催になれば、通常点検の練習を各隊の訓練時に実施してはどうか。
- 出初め式を活動服で行ってはどうか。

4 機能別消防団員について

【提案理由】

消防団は、それぞれの地区で構成される、他に代替性のない組織です。

しかし、分団によっては上記 2 で記載したとおり、団員の高齢化と減少が進んでいます。更に、人口増加が望めない地域については次世代の担い手不足により、存続が極めて厳しい状況にあります。魅力ある消防団を維持するための協議が急がれます。

- 募集の範囲（OB 限定とするのか）
- 団員の位置づけ（所属）
- 年報酬、出動手当

5 その他

浜田市消防団の条例定数の見直しについて

条例定数と実団員数の差が、年々多くなっていることから、消防団の業務を円滑に遂行することができ、地域の実情に応じた条例定数になるよう早期に検討する必要があります。

そのため、条例定数と実団員数の差が多くなると、どのような問題が起きるのかなどを幹部の皆様を示し、検討していきたいと思います。

浜田市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例
(定員)

第 2 条 団員の定員は、1,065 人とする。

※条例定数：1,065 人

浜田市消防団の実団員数：862 人（令和 2 年 4 月 1 日現在）

条例定数 1,065 人-862 人＝▲203 人

以上のことを、今後あり方検討会で検討し、課題の解決を図っていききたいと思います。

幹部の皆様は、それぞれの課題について考え、あり方検討会で意見をいただきたいと思います。

以上

浜田市消防団

団長 三 浦 則 幸

消防団員数の現状

- 消防団は、我が国の防災体制において、地元に着した「地域防災力の要」として極めて重要な役割を担っているが、災害の多発化・激甚化に伴いその役割が多様化する一方で、団員数は減少が著しく危機的な状況となっている。
- 近年は、退団者数が横ばいなのに対し、入団者数の減少が著しく、特に、20代の入団者数がここ10年間で約4割減少、30代も約2割減少するなど、若年層の入団者数の減少が、団員数減少の大きな要因となっている。
- 今後、消防団員を確保していくためには、若年層の入団が不可欠であるが、少子化の進展により、若年層そのものが減少していることに加え、一般に若年層の価値観が変化してきていると言われている。

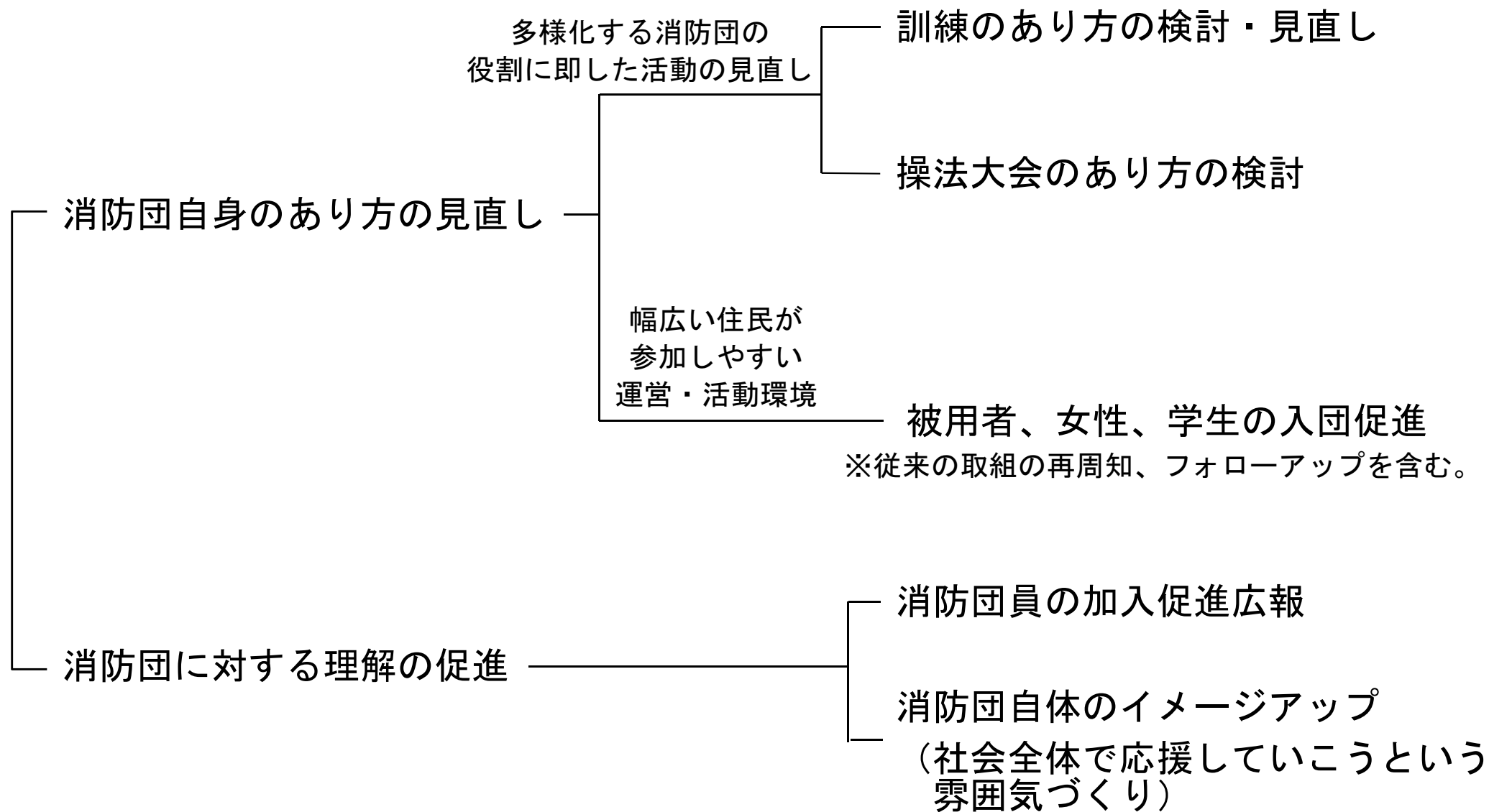
※ 若者の価値観の変化の例

平成30年版子供・若者白書「就労等に関する若者の意識」によると、仕事より家庭・プライベートを優先したいという若者は、前回調査（H23年度）に比べ10ポイント以上高く、男女とも半数を超えている

時代の変化に合わせた消防団変革の必要性

- 若年層の加入促進には、若年層の価値観や意識が変化しているという実態を踏まえ、消防団を若年層が参加しやすいものに変革していくことが重要となる。
- これまでの検討会においても、若年層が参加しやすい消防団への変革について、各委員からご発言をいただいている。

検討会後半の論点の概略図

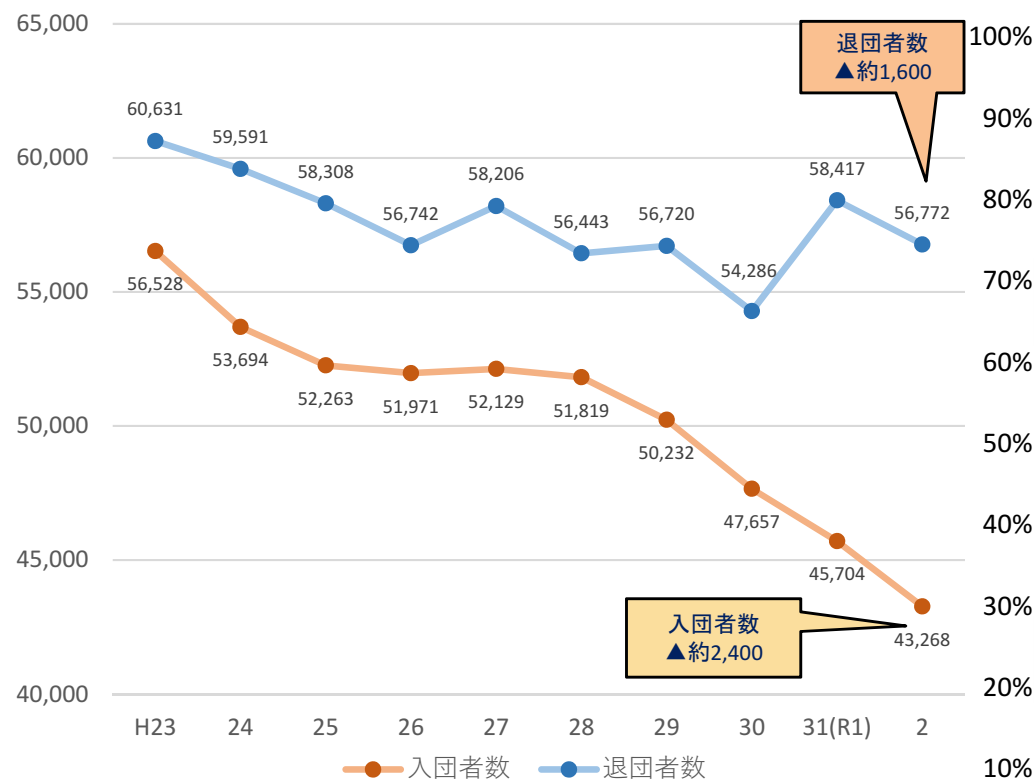


消防団の組織概要等に関する調査の結果等（令和２年度）

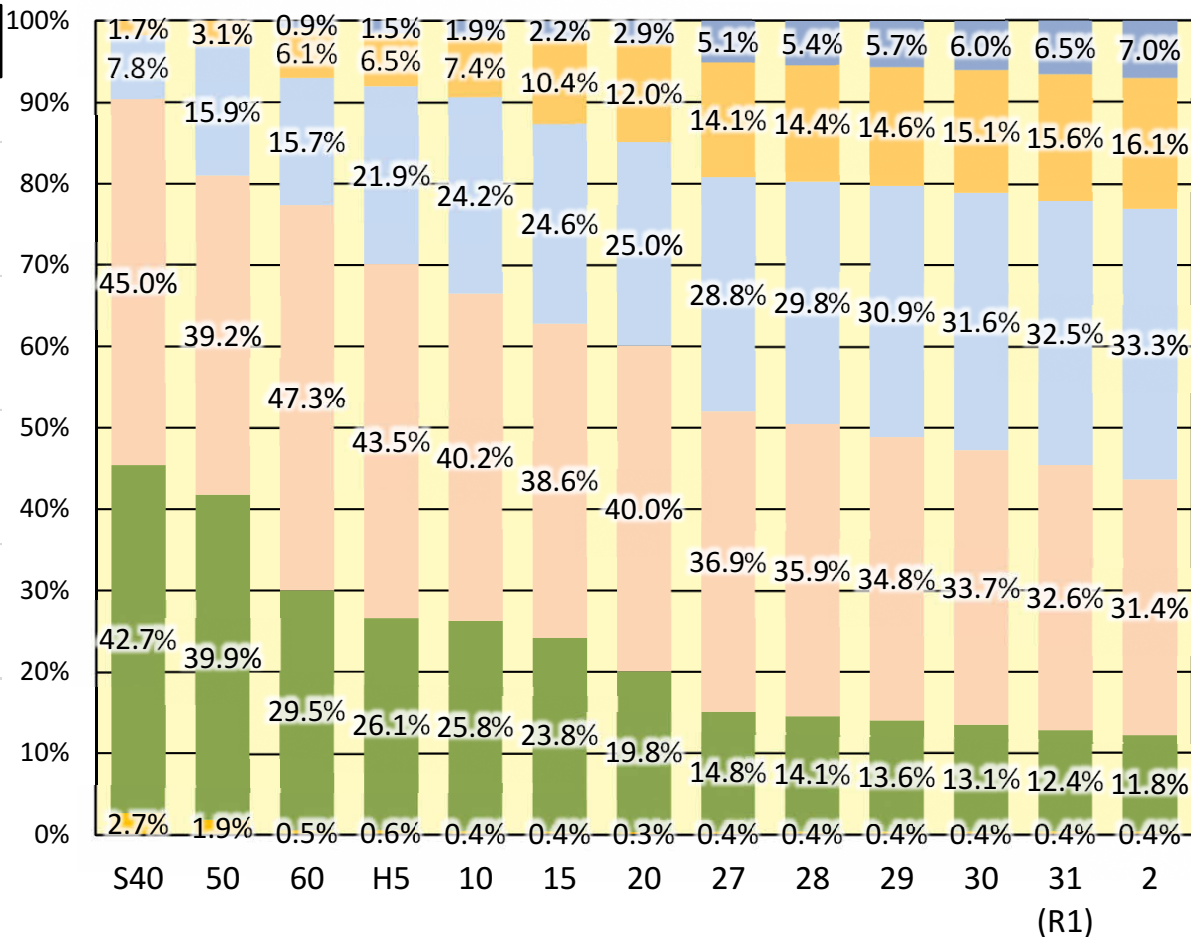
【参考】第1回
検討会資料

- H31（R1）に比べて対前年団員減少数が拡大した理由は、退団者数の減少以上に、入団者数が減少したことによる。
また、退団者数は、近年、一定の水準で推移している一方、入団者数は、減少傾向が続いており、特にH29以降は減少幅が大きくなっている（下図①）。
- 年齢階層別に消防団員数を見ると、若年層の団員構成率が減少している（下図②）。

①入団者数及び退団者数の推移



②年齢階層別消防団員数の推移



■ 19歳以下 ■ 20～29歳 ■ 30～39歳 ■ 40～49歳 ■ 50～59歳 ■ 60歳以上

各都道府県知事 } 殿
各指定都市市長 }

消 防 庁 長 官

消防団員の報酬等の基準の策定等について

消防団は、地域の消防防災体制の中核的役割を果たす存在ですが、消防団員数は2年連続で1万人以上減少しているという危機的な状況であり、今後数年間で80万人を割り込むおそれもある極めて憂慮すべき事態となっています。消防庁では、このままでは消防団員の減少に歯止めがかからず、地域防災力が低下し、ひいては地域住民の生命・身体・財産の保護に支障をきたすという、これまで以上に強い危機感のもと、講ずべき対策を検討するため、「消防団員の処遇等に関する検討会」を開催することとしました。同検討会では昨年12月から本年3月まで、まずは消防団員の適切な処遇のあり方について議論を行ってきたところですが、今般、同検討会における中間報告が別添参考1のとおり取りまとめられました。

消防庁では、中間報告を踏まえ、出動報酬の創設や、年額報酬及び出動報酬の基準の策定、報酬等の団員個人への直接支給の徹底、消防団の運営費の適切な計上など、消防団員の処遇の改善に向け今後必要な措置として取り組むべき事項や留意事項を下記のとおり取りまとめました。

つきましては、市町村（一部事務組合を含む。以下同じ。）にあつては、本通知の内容や、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律（平成25年法律第110号）第13条において「国及び地方公共団体は、消防団員の処遇の改善を図るため、出動、訓練その他の活動の実態に応じた適切な報酬及び費用弁償の支給がなされるよう、必要な措置を講ずるものとする」とされていることを踏まえて適切に取り組んでいただくとともに、都道府県にあつては、貴都道府県内の市町村に対して、消防団員の処遇の改善等について積極的な取組を行うよう周知し、適切に助言されるようお願いします。

なお、本通知は消防組織法（昭和22年法律第226号）第37条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

記

- 1 消防団員の処遇の改善を図るため、別紙1のとおり、「非常勤消防団員の報酬等の基準」（以下本通知において「基準」という。）を定めたので、この基準及び別紙2の留意点を踏まえ、各市町村において、消防団員の報酬等の見直しを検討すること。
- 2 本来団員個人に直接支給すべき経費（年額報酬や出動報酬等）と、消防団や分団の運営に必要な経費（装備や被服に係る経費、維持管理費、入団促進や広報に係る経費等）は適切に区別し、それぞれを各市町村において適切に予算措置すべきであること。
- 3 各市町村においては、消防団と協議のうえ、十分な検討を行い、必要な条例改正及び予算措置を実施すること。条例については、令和4年3月末日までに改正し、同年4月1日から施行すること。予算については令和4年度当初予算から必要な額を計上すること。
- 4 基準の制定にあわせ、「〇〇市（町村）消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（例）」（昭和四十年七月一日自消乙教発第七号）を別紙3のとおり改正するので、各市町村においては条例の改正にあたり参考にされたいこと。
- 5 出動報酬の創設に伴う課税関係については、国税庁と協議のうえ、追って消防庁から通知することとしていること。
- 6 出動報酬の創設等に伴い、地方財政措置については、令和4年度から基準等を踏まえて見直しを行う方向で検討することとしていること。

以上

非常勤消防団員の報酬等の基準

消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律（平成25年法律第110号）第13条に掲げる必要な措置を実施するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の2第1項及び第3項に規定する非常勤消防団員の報酬及び費用弁償に係る基準を次のように定める。

第1 非常勤消防団員の報酬の種類は、出動回数によらず年額により支払われる年額報酬及び出動に応じて支払われる出動報酬の二種類とする。ただし、地域の実情に応じ、このほかの報酬を定めることを妨げない。

第2 年額報酬の額は、「消防団員の階級の基準」（昭和39年消防庁告示第5号）に定める「団員」階級の者については、年額36,500円を標準とする。「団員」より上位の階級にある者等については、市町村（一部事務組合を含む。以下同じ。）において、業務の負荷や職責等を勘案し、標準額と均衡のとれた額となるよう定める。

第3 出動報酬の額は、災害（水火災又は地震等の災害をいう。以下同じ。）に関する出動については、1日当たり8,000円を標準とする。災害以外の出動については、市町村において、出動の態様（訓練や警戒等）や業務の負荷、活動時間等を勘案し、標準額と均衡のとれた額となるよう定める。

第4 上記に掲げる報酬のほか、出動に伴い実費が生じることも踏まえ、消防団員の出動に係る費用弁償については、必要額を措置する。

第5 報酬及び費用弁償は、消防団員個人に対し、活動記録等に基づいて市町村から直接支給する。

非常勤消防団員の報酬等の基準に係る留意点について

非常勤消防団員の報酬等の基準（以下「基準」という。）に掲げる事項については、以下の点に留意すること。

・基準全体について

この基準は、令和4年4月1日から適用すること。ただし、特に第5の支給方法については、従前より消防庁から助言していることも踏まえ、市町村において前倒しで実施することが望ましいこと。

・第1について

報酬の種類については、報酬が勤務に対する反対給付であることに鑑み、即応体制をとるために必要な作業や、消防団員という身分を持つことに伴う日常的な活動に対する基本給的な性格を持つ年額報酬と、出動に応じた成果給的な報酬としての出動報酬の二種類を定めていること。

・第2について

年額報酬の額については、基準に定める標準額を上回る報酬額が適切でないという趣旨ではなく、基準の適用日前に標準額を上回る報酬額を定めている場合には、本通知の処遇の改善を図るという趣旨に照らして検討すること。

また、「団員」より上位の階級にある者や機能別団員等の年額報酬については、市町村において業務の負荷や職責等を勘案して均衡のとれた額を定めること。

・第3について

出動報酬の額については、年額報酬と同様、基準に定める標準額を上回る報酬額が適切でないという趣旨ではなく、基準の適用日前に標準額を上回る報酬額等（出動に係る費用弁償の額を含む。）を定めている場合には、本通知の処遇の改善を図るという趣旨に照らして検討すること。

また、災害以外の出動については、標準額と比較して業務の負荷や活動時間等を勘案して均衡のとれた額を定めること（均衡をとる観点から、警戒・訓練等について、標準額を下回る額を定めることは差し支えない）。

短時間の出動や日付をまたぐ出動、1日に複数回の出動といった場合の取扱いについても、基本的には、業務の負荷や活動時間等を勘案し、標準額と比較して均衡をとりつつ、具体的な取扱いについては、各市町村において定めること。

ただし、大規模災害等で出動が長期間にわたる場合には、出動報酬の支給単位は出動日数に関わらず「1回」とするのではなく、「1日」とすることが適当であること。さらに、この場合の出動報酬の額は、標準額と均衡をとりつつも、市町村の判断で更に引き上げることも差し支えないこと。

・第4について

消防団員の出動に係る費用弁償については、地域の実情に応じて各市町村において定めることとし、その際には、他の非常勤職員の費用弁償の例によることが適当であること。

・第5について

報酬及び費用弁償については、団員個人に直接支給すること。

団（分団・部等を含む。以下同じ。）経由で団員個人に支給することも、透明性の観点から適切ではなく、団員個人に直接支給すること。

一部の団員については個人に直接支給し、その他の団員については団に支給する等の方法も、団員間の公平性の観点から適切ではなく、団員個人に直接支給すること。

消防団各種訓練状況(R元年度からR3年度)

年度	月日	隊・分団	参加人数	訓練内容
令和元年度 15件 2,691人	4月～7月	上府分団	542	小型ポンプ操法訓練
	4月～7月	波佐分団	326	小型ポンプ操法訓練
	5月～7月	長浜分団	343	小型ポンプ操法訓練
	4月～7月	石見分団	491	ポンプ車操法訓練
	5月	今市分団	10	中継送水訓練
		三保分団	12	津波避難訓練
	6月	団本部	11	浜田市総合防災訓練
		浜田隊	84	
		金城隊	75	
		旭隊	13	
		弥栄隊	36	
		三隅隊	121	
	7月	旭隊	59	旭消防隊夏季訓練
		金城隊	92	金城消防隊夏季訓練
	8月	女性分団	17	女性消防団教育訓練
		三保分団	38	中継送水訓練
	11月	団本部	21	浜田市消防団冬季訓練
		浜田隊	100	
		金城隊	66	
		旭隊	32	
		弥栄隊	25	
		三隅隊	49	
	12月	周布分団	23	救急講習、ポンプ送水訓練
	2月	浜田隊	18	普通救命講習(副分団長以上)
		三隅隊	87	上級救命講習
令和2年度 13件 214人	7月	金城隊	26	放水訓練
	8月	岡見分団	6	放水訓練
		和田分団	17	放水訓練
	10月	木田分団	13	放水訓練
		都川分団	8	中継送水訓練
		有福分団	13	中継送水訓練
		安城分団	5	自主防との合同避難訓練
	11月	浜田隊	37	幹部規律訓練
	12月	周布分団	26	通常点検、ポンプ連結訓練
		市木分団	7	放水訓練
		上府分団	15	通常点検及びポンプ運用訓練
	2月	浜田隊	20	部長級普通救命講習
		女性分団	9	
	3月	井野分団	12	井野地区防災訓練
令和3年度 7月現在4件 181人	4月	周布分団	32	規律訓練・小型ポンプ運用訓練
	6月	都川分団	7	放水訓練
	7月	金城隊	81	金城消防隊夏季訓練
		旭隊	61	旭消防隊夏季訓練
	8月	下府分団	—	ロープ結索訓練(予定)
	9月	浜田隊		機関員ポンプ運用訓練(予定)

消防団員確保状況

消防団幹部（分団長）が中心となり、消防団員の勧誘・加入を行っている。消防本部としては、活動に必要となるポスター等の販促物を提供するなどのサポートや団員が限り良い環境で活動できるように、体制・装備等の整備を行ってきた。

しかし、消防団幹部が積極的に加入促進しているものの、人口自然減の影響もあり、消防団員の減少に歯止めがかからないため、消防本部の取り組みを広げ、市内の団体・学校に対し、下記のとおり新たな試みを始めている。

消防本部の取組

令和 2 年

7 月 市内神楽社中代表者への消防団入団促進の協力依頼

令和 3 年度

4 月

浜田水産高校（地元就職者）への消防団員の加入促進協力依頼

※ 浜田商業高校にも新学期開始後に依頼予定

5 月

ゆめタウンイズミ開催

浜田フェア（浜田市の取り組み照会コーナー）

・消防団員加入促進を実施（パンフレット、のぼり旗設置）

その他の取り組み

1. 各種イベント開催時の広報
2. 各種訓練時の広報
3. 「広報はまだ」での広報
4. 市 H P での広報

以上

浜田市ごみステーションの設置に関する要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、一般廃棄物の適正かつ円滑な排出、集積、収集及び運搬に資するため、一般廃棄物集積所（以下「ごみステーション」という。）の設置等に関し必要な事項を定めるものとする。

(ごみステーションの管理責任)

第 2 条 ごみステーションは、町内会又は集合住宅（以下「町内会等」という。）が設置するものとし、その設置者（以下「管理責任者」という。）が責任をもって管理するものとする。

(ごみステーションの新設)

第 3 条 ごみステーションは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、新設を認めない。

- (1) 町内会等に、既存のごみステーションまでの距離が、概ね 1 キロメートル以上離れている場所に居住する者がいる
 - (2) 町内会等に、ごみの排出に要する時間と労力が、前号の条件下でごみを排出するのに相当すると認められる場所に居住する者がいる
 - (3) 集合住宅の新築又は増築に伴い、町内会が所有及び管理する既存のごみステーション周辺の世帯数が概ね 10 世帯以上増加すると見込まれる場合
 - (4) 新たな住宅地の形成に伴い、町内会が所有及び管理する既存のごみステーション周辺の世帯数が概ね 20 世帯以上増加すると見込まれる場合
 - (5) ごみステーションを共用している管理責任者間において紛争が生じ、円滑なごみの排出、集積、収集及び運搬に支障を来す恐れが生じた場合
- 2 町内会等は、前項各号の規定に該当し、ごみステーションを新設しようとするときは、ごみの効率的収集という観点から最も合理的な場所に新設するものとする。

(ごみステーションの増設)

第 4 条 管理責任者は、世帯数の増加などにより既存のごみステーションの規模では排出される一般廃棄物を集積することができなくなった場合は、ごみステーションを増設することができる。

(ごみステーションの移設)

第 5 条 管理責任者は、集合住宅の廃止及び戸別収集世帯の増加などに伴う集落世帯数の減少により、当該域内の一部でごみステーションが利用され

なくなった場合において、より効率的なごみの排出、集積、収集及び運搬を行うことを目的としてごみステーションの移設を行うことができる。

- 2 管理責任者は、前項の規定によりステーションを移設するときは、ごみの効率的収集という観点から最も合理的な場所に移設するよう努めるものとする。

(申請・許可)

第 6 条 前 3 条の規定により、ごみステーションを新設し、増設し、又は移設しようとする者は、ごみステーション（新設・増設・移設）申請書（様式第 1 号）を市長に提出し、あらかじめその承認を受けなければならない。

- 2 市長は、前条の規定により申請書を受理したときは、速やかに審査のうえ、ごみステーション（新設・増設・移設）（許可・却下）通知書（様式第 2 号）により申請者に審査結果を通知するものとする。

(ごみステーションの休止又は廃止)

第 7 条 管理責任者は、ごみステーションが一時的又は継続的に利用されなくなったときは、ごみステーション（休止・廃止）届出書（様式第 3 号）を市長に提出し、ごみステーションの休止又は廃止を届け出なければならない。

- 2 市長は、ごみステーションの休止又は廃止の届出がなされなければならないごみステーションがある場合において、当該休止又は廃止の届出がないときは、当該ごみステーションの管理責任者の同意を得ることなく、当該ごみステーションを休止し、又は廃止することができる。

(その他)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 27 年 6 月 1 日から施行する。

ごみステーション設置に係る補助事業等について

(1) まちづくり総合交付金事業（地域の環境及び景観の保全に関すること。）

ア 交付対象者 地区まちづくり推進委員会及び町内会等

イ 交付金額 交付対象者の規模等により算出した額のうち所要額（20万円未満）

ウ ごみステーション設置に係る交付金充当状況

令和 2 年度実績

団体数	充当額	内訳（地域別）		
14 団体	1,614,676 円	浜田	10 団体	1,342,241 円
		金城	2 団体	118,000 円
		旭	2 団体	154,435 円

(2) 地域づくり振興事業（地域づくり活動維持活性化事業）【令和 3 年度拡充】

※ 財源はまちづくり振興基金中山間地域振興枠を活用

ア 補助内容 町内会等の活動に必要な備品の購入を補助

イ 補助対象者 町内会等

ウ 補助率 補助対象経費の 3 分の 2

エ 補助限度額 40 万円（1 年度につき 1 回のみ申請が可能）

オ ごみステーション設置に係る申請状況

令和 3 年度の状況

令和 3 年 7 月 31 日現在

申請団体数	交付決定額	内訳（地域別）		
9 団体	1,243,546 円	浜田	6 団体	701,341 円
		金城	2 団体	453,472 円
		三隅	1 団体	88,733 円

令和2年12月25日

浜田市長 久保田 章市 様

【陳情者】

住所 浜田市田町 1655 番地

氏名 浜田の学力を上げる会

共同代表 反田 亮

共同代表 川上 真衣



【紹介議員】 西川 真午



無料自習スペース設置に関する陳情

1. 陳情の趣旨

浜田市の中・高校生が、無料で安心、安全に勉強できる空間を提供するための、官民協力体制の構築と運営費等の支援を陳情いたします。

浜田市の中・高校生（特に受験生）は、放課後や休日に継続して安心して勉強できる空間がありません。学習塾の自習スペースはありますが通塾生のみで、経済的な理由で塾に通えない生徒等は利用することができません。浜田高校、浜田市中心図書館の自習スペースの開放時間は19:00まで、支所の図書館はほぼ17:00となっています。また、図書館の自習スペースに関しては時間の制約もあり、利用しづらいという話も学生から聞いています。特に、休日は、ファミレス、ファストフード店等に長くいたり、医療センターの面接スペースを使ったりと、学生、事業者とも嫌な思いをせざる得ない状況です。

一方、江津市では駅前のパレット江津に学生が使える空間を提供しており、土日を含め、22時まで自習スペースとして使うことができます。

以上より私たちは、浜田の中・高校生の学力向上と居場所づくりのために、浜田市と市民が協力して、きちんと安全、安心、無料で勉強ができる空間を作らないといけないと考えます。



2. 陳情の内容

中・高校生の無料自習スペースとして、以下の内容を提案します。

① 場 所

浜田市田町 1655 第二オリンピアビル 2F の空きテナント 120 m²で生徒 30～50 人（コロナ対策をして）収容を提示いたします。江津市と同様、駅の近くで交通（JR、バス）の便が良く、道路が広く送迎が安易です。石央文化ホールの通りで夜も明るく、高校等から歩いて寄れます。近くにコンビニもあり、軽食もとれ、しっかり自習ができると考えます。

② 運 営

本請願が通れば NPO 法人を立ち上げ、管理運営いたします。

利用時間は 平日 17:00～21:30

土日祝日 13:00～21:00

とし、平日は、共同代表及び共同代表が経営する同テナントの学習塾講師が、無償ボランティアスタッフとして交替で管理を行い、土日祝日は NPO 法人雇用のパート等で管理いたします。

③ 経 費

・初期経費（単位：万円）

テナント保証金	60	
机 40 台・椅子 60 脚	100	
カーテン	20	
他	10	計 190

・運営費（月、単位：万円）

テナント家賃	19.5	
電気代	2.5	
人件費 土日祝日	8	（パート 1 人×月 8 日）
備品（消毒アルコール等）	5	計 35

初期経費は、寄付、NPO 等助成金、クラウドファンディングで賄うつもりですが、浜田市からの支援があれば助かります。

運営費の 35 万円/月について、浜田市からの支援を受けたいと考えています。

浜田の子どもたちのために、官民が協力して無料自習スペースの確保ができますように、本陳情の趣旨をご理解いただきご支援をよろしくお願いいたします。



ま 推 第 577 号
令和3年1月15日

浜田の学力を上げる会
共同代表 反田 亮 様

浜田市長 久保田 章 市
(まちづくり推進課)

陳情について（回答）

平素は、浜田市行政の推進に格段のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。
さて、令和2年12月25日に陳情されました件について、下記のとおり回答します。

記

1 陳情内容

無料自習スペース設置について

2 回 答

浜田市の中・高校生の学力向上につきましては、当市の大きな課題であると考えております。

中・高校生の自習スペース確保については、これまでも高校生政策甲子園において、浜田高校の生徒からの政策提案もあり、引き続き中央図書館をより使いやすくすることや公民館など既存の公共施設を有効活用する方法について検討してまいります。

なお、ご要望のありました事業の経常的な運営費に対する支援につきましては、特定の団体や物件に対する補助となり、公平公正の観点から困難です。

しかしながら、ご提案いただいた駅前の空きテナントを活用した無料自習スペースにつきましては、NPO法人による設置・管理運営であり、組織設立や立ち上げ当初の活動に係る補助を行うことは可能です。

引き続き、市行政に対しまして、ご理解ご協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

【お問い合わせ先】

浜田市地域政策部まちづくり推進課
地域づくり推進係
担当 福間
TEL 25-9120(直通)